

# 我が国の電波の使用状況

平成30年6月

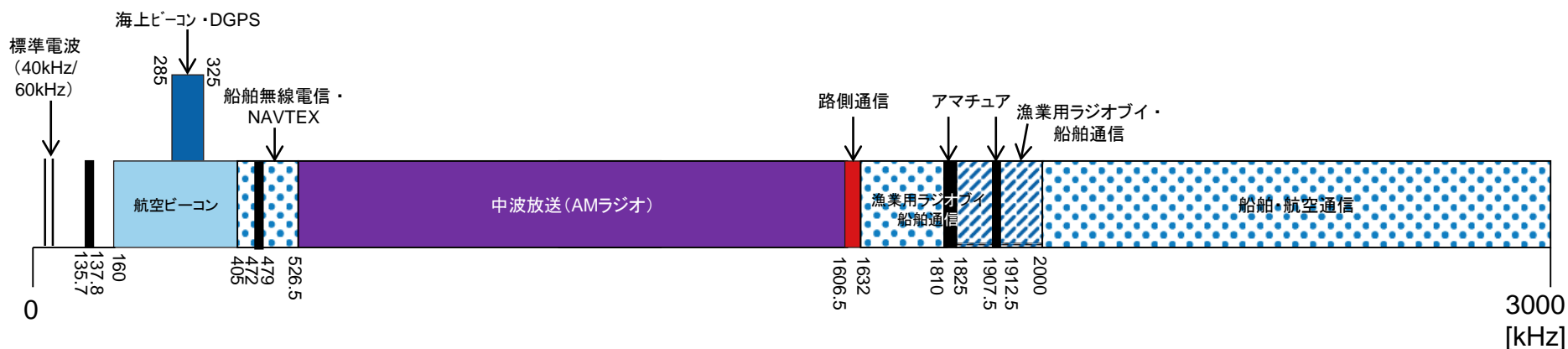
総務省

# 我が国の電波の使用状況(整理基準)

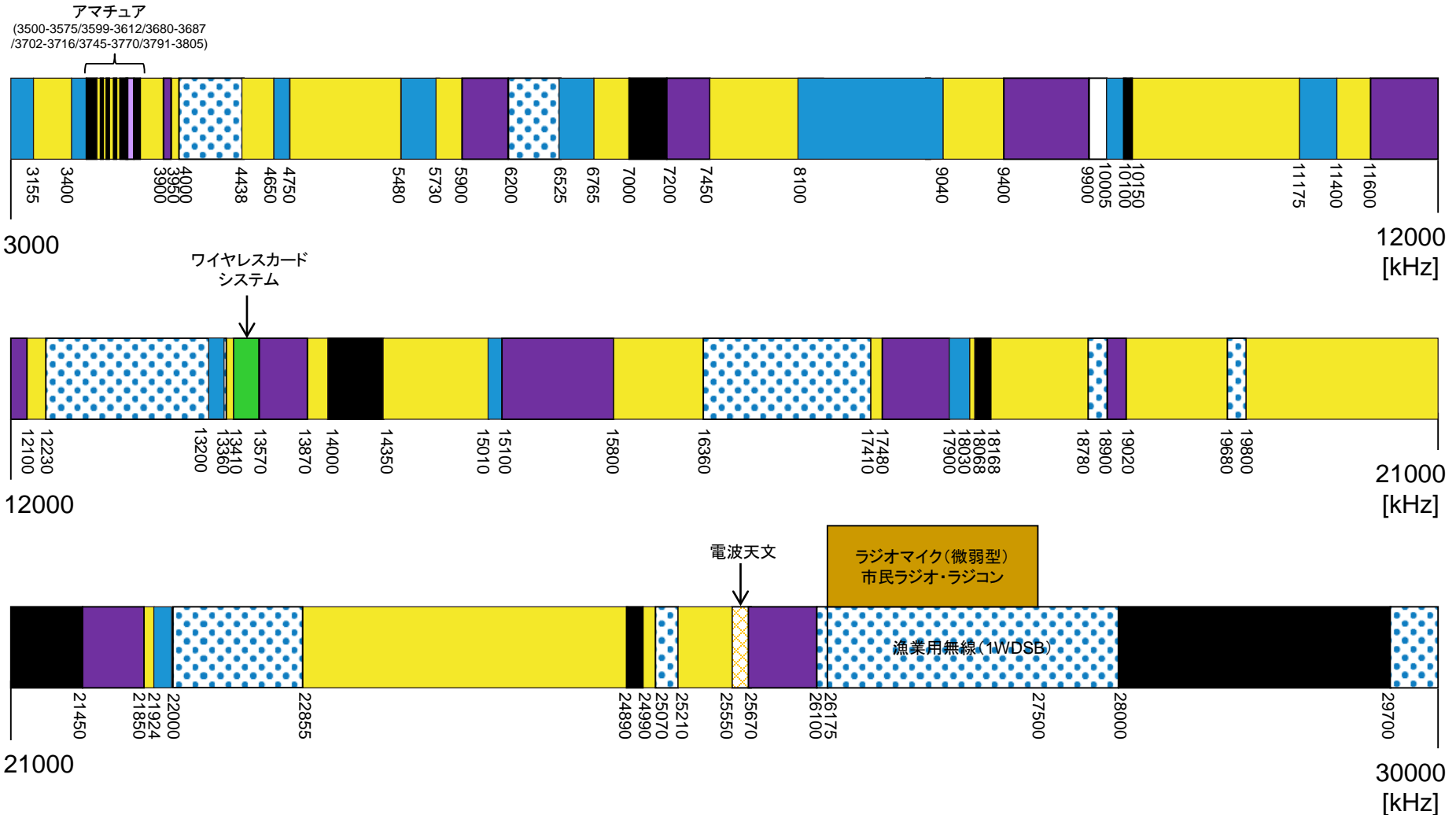
- (1) 本資料は、電波法において「電波」と定義されている3000GHz以下の電波について、我が国における周波数帯ごとの使用状況を図示したものです。
- (2) 各周波数帯において複数の用途がある場合は、代表的なものを記載しています。また、多段になっているものは、それらの用途で周波数を共用していることを示しています。
- (3) 白抜きとなっている周波数帯において記載されている用途は、現在割当てではないものの、無線通信規則又は周波数割当計画において特定されているもの、あるいは将来割り当てることを予定しているものを示しています。
- (4) 用途の記載のない周波数帯においても、実験試験局等の個別の無線局への周波数の割当てがあります。
- (5) なお、周波数の割当てに関して総務省が法令に基づき作成して公開している資料は、以下のとおりです。

- ① 周波数割当計画 ……無線通信の業務別、無線局の目的等別に割り当てることが可能な周波数を示す表(総務省告示第471号(平成24年12月25日))。総務本省及び各総合通信局で閲覧できるほか、インターネットによる入手も可能。  
URLは<http://www.tele.soumu.go.jp/search/share/index.htm>
- ② 電波法関係審査基準 …無線局免許申請を審査する際の基準であり、局種ごとに各用途に対して割り当てることが可能な周波数を記載。  
総務本省及び各総合通信局で閲覧可能。

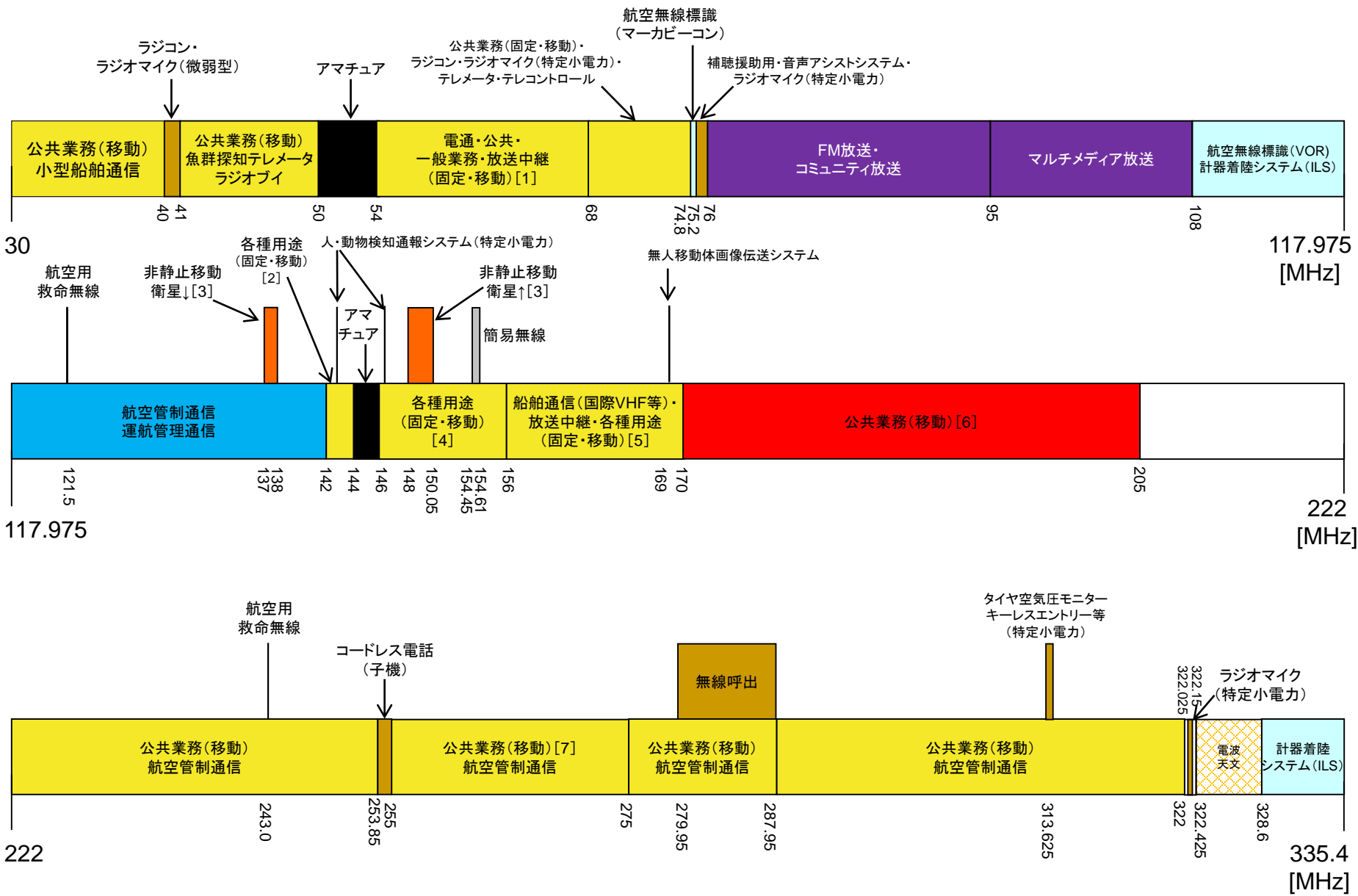
## 3000kHz以下



# 3000kHz ~ 30000kHz



# 30MHz ~ 335.4MHz

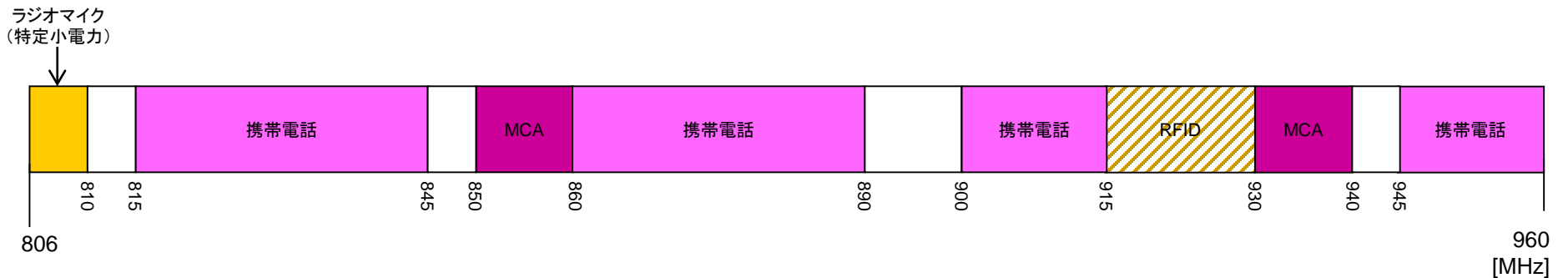
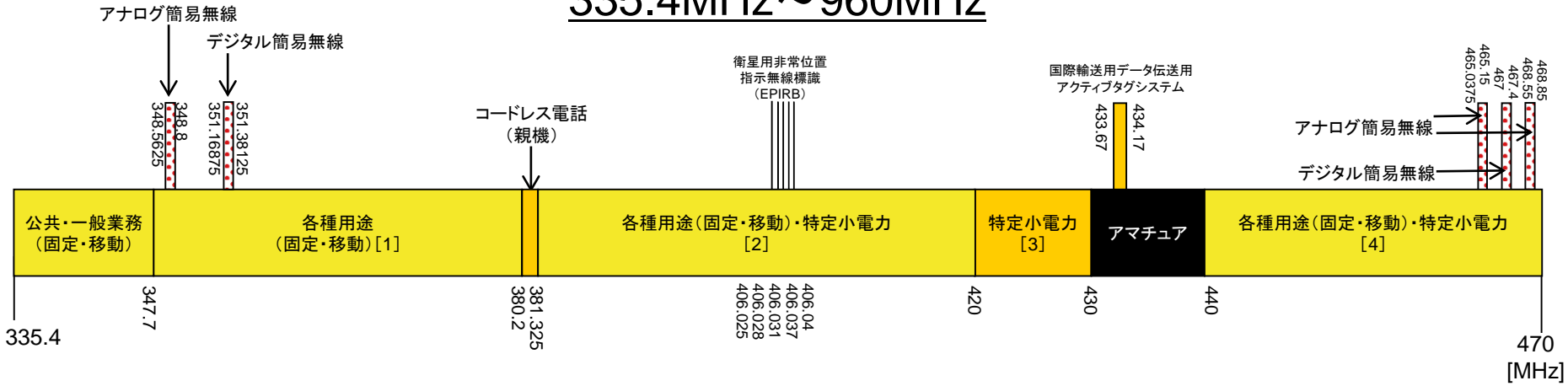


## 電波の使用状況に関する補足説明

【30－335.4MHz】

	周波数帯(MHz)	主な用途等
[1]	54－68	市町村同報防災行政無線等の公共業務、放送事業者の音声番組中継
[2]	137－144	地方自治体等の公共業務
[3]	137－138, 148－150.05	低軌道周回衛星による移動体衛星通信(オーブコム)
[4]	146－156	地方自治体及び電力・ガス・運輸交通等公共機関の公共業務、一般私企業の各種業務
[5]	156－170	運輸交通等公共機関の公共業務、放送事業者の音声放送番組中継、船舶通信(国際VHF、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、搜索救助用位置指示送信装置用)、一般私企業の各種業務
[6]	170－205	公共用広帯域移動通信システム
[7]	255－275	市町村等の公共用デジタル移動通信システム

# 335.4MHz~960MHz

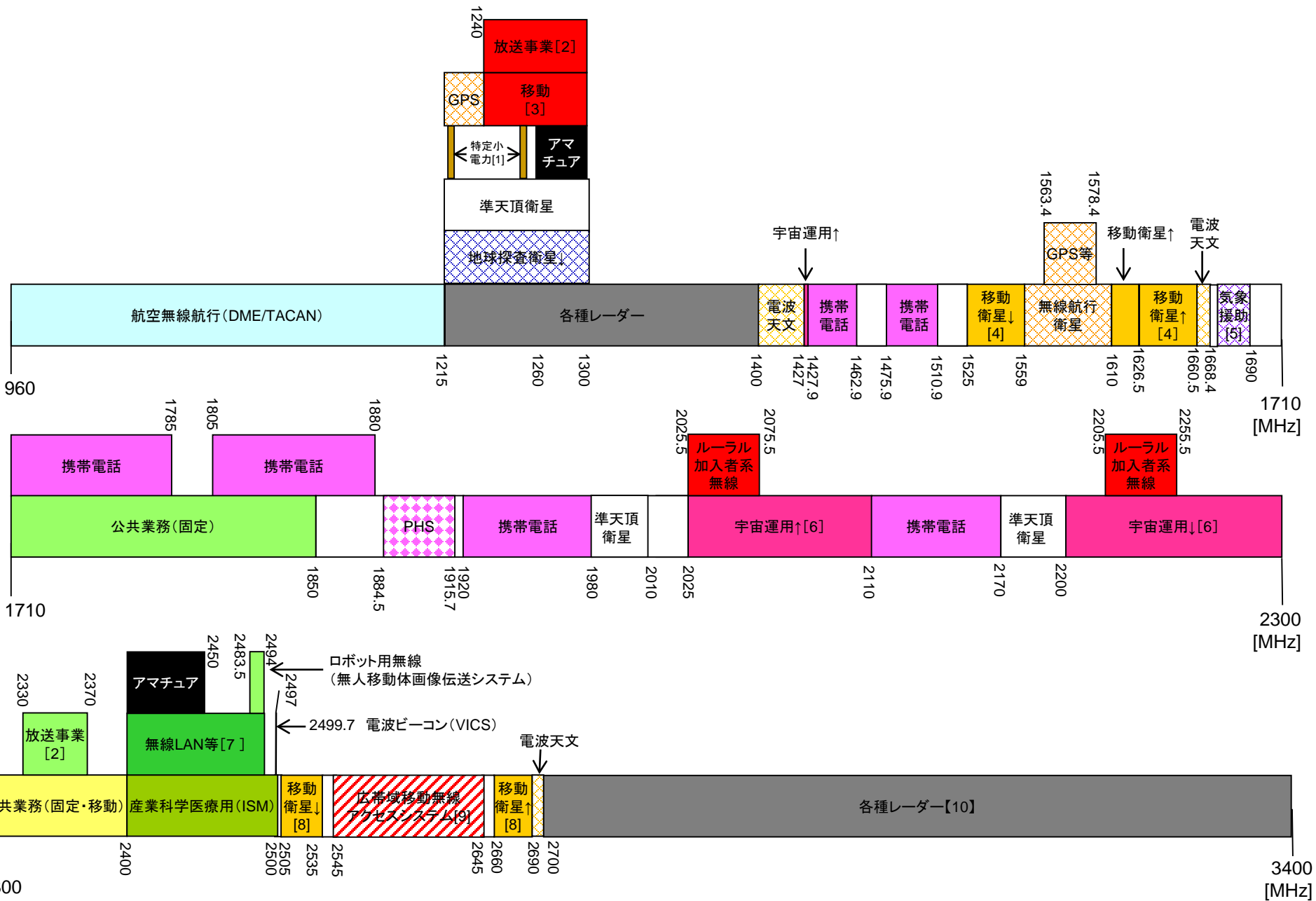


## 電波の使用状況に関する補足説明

【335.4－960MHz】

番号	周波数帯(MHz)	主な用途等
[1]	347.7－380.2	地方自治体及び電力・ガス・運輸交通等公共機関の公共業務、一般私企業の各種業務
[2]	381.3－420	①デジタル空港無線、NTT東西の加入者線災害対策臨時電話、地方自治体及び運輸交通等公共機関の公共業務、一般私企業の各種業務 ②体内植込型医療データ伝送装置の免許を要しない無線局(特定小電力無線局) ③ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボット
[3]	420－430	連絡無線、データ伝送装置、医療用テレメーター等の免許を要しない無線局(特定小電力無線局)
[4]	440－470	①デジタル空港無線、NTT東西の加入者線災害対策臨時電話、タクシー無線、鉄道・バス等の貨客運送事業、放送事業者の音声番組中継 ②連絡無線、データ伝送装置、医療用テレメーター等の免許を要しない無線局(特定小電力無線局)

# 960MHz~3400MHz



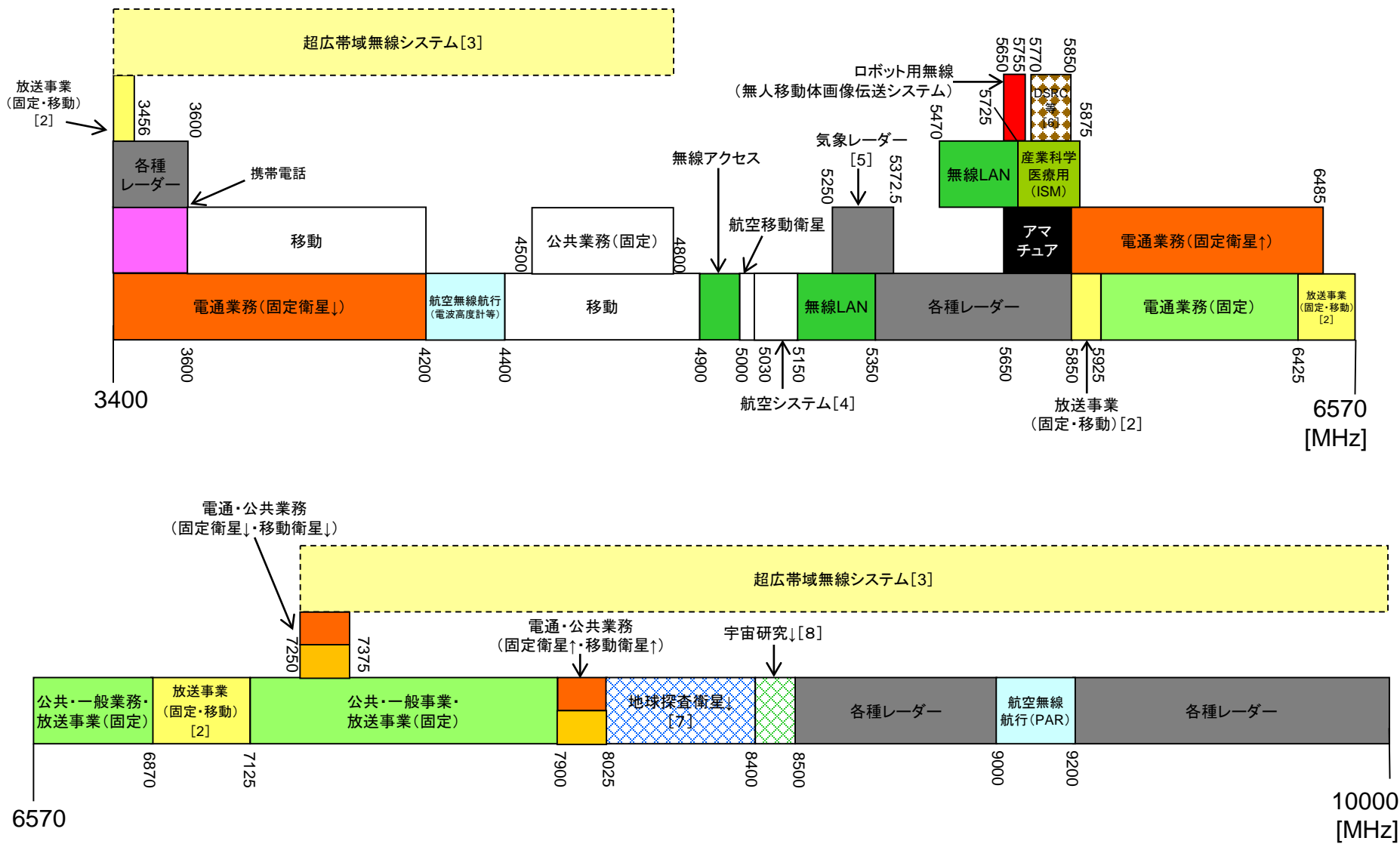


# 電波の使用状況に関する補足説明

【960－3400MHz】

番号	周波数帯(MHz)	主な用途等
[1]	1216－1217, 1252－1253	データ伝送装置等の免許を要しない無線局(特定小電力無線局)
[2]	1240－1300, 2330－2370	放送事業者のTV番組素材中継
[3]	1240－1260	特定ラジオマイク
	1278.5－1284.5	画像伝送用
[4]	1525－1559, 1626.5－1660.5	インマルサット衛星等による移動体衛星通信サービス
[5]	1670－1690	気象ラジオゾンデ
[6]	2025－2110, 2200－2300	衛星及びロケットの追跡管制
[7]	2400－2497	無線LAN等 2400－2483.5MHz 小電力データ通信システム、移動体識別 2471－2497MHz 小電力データ通信システム
[8]	2505－2535, 2660－2690	移動体衛星通信サービス
[9]	2545－2645	2545－2575MHz及び2595－2645MHzは全国展開する移動通信で使用 2575－2595MHzは各地域における移動通信又は固定的な通信で使用
[10]	2700－3400	船舶の航行用等レーダー

# 3400MHz ~ 10000MHz

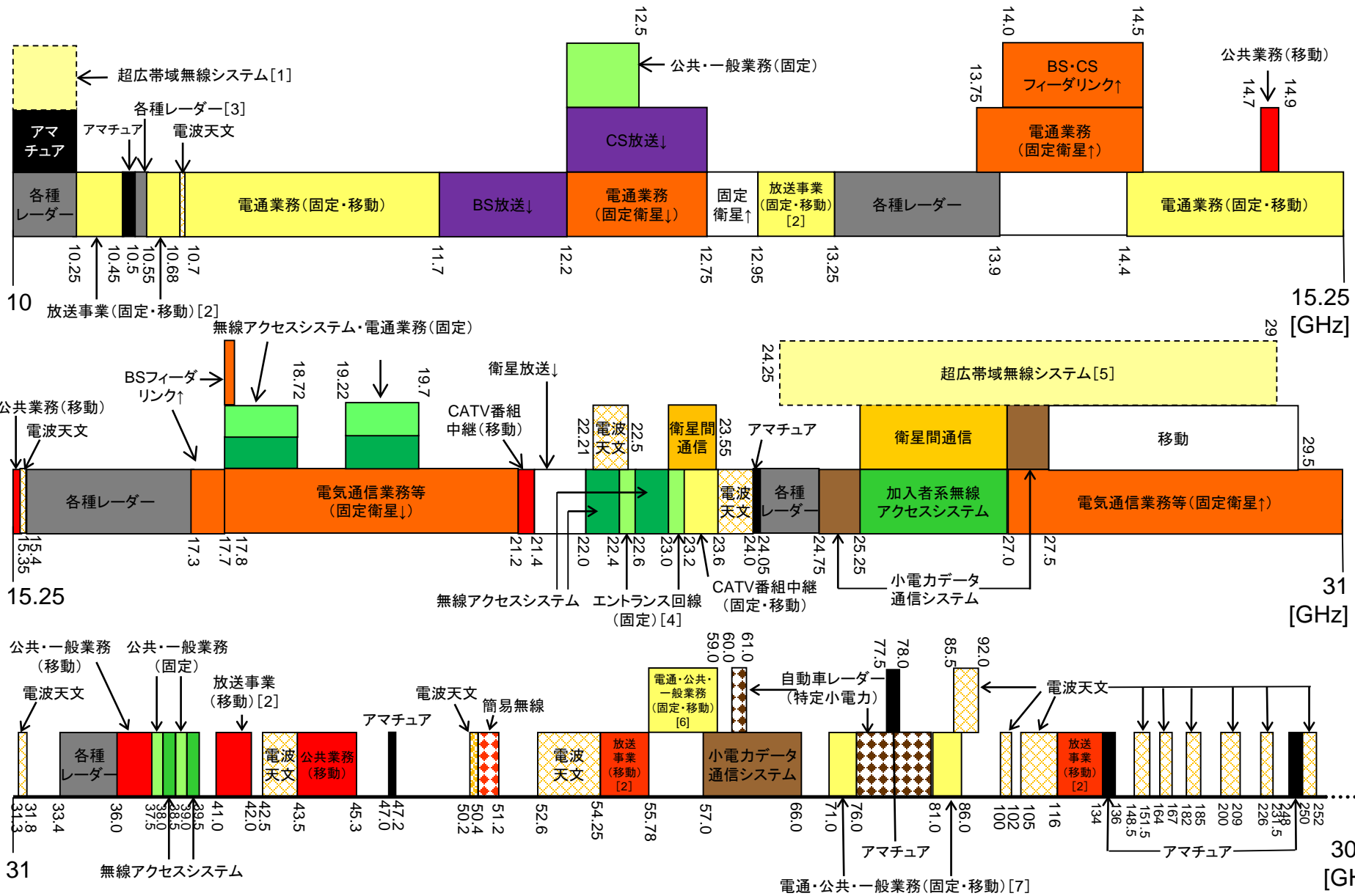


# 電波の使用状況に関する補足説明

【3400－10000MHz】

番号	周波数帯 (MHz)	主な用途等
[1]	3400－3600	船舶の航行用等レーダー
[2]	3400－3456	放送事業者の音声番組中継・監視制御等
	5850－5925, 6425－6570, 6870－7125	放送事業者のTV番組中継
[3]	3400－4800, 7250－10250	屋内限定の大容量データ通信用
[4]	5030－5150	将来の国際的に標準化された航空システムのために保留
[5]	5250－5372.5	公共機関等の気象レーダー
[6]	5770－5850	DSRC
[7]	8025－8400	地球探査衛星からのデータ伝送として利用
[8]	8400－8500	科学衛星からのデータ伝送として利用

# 10GHz超



## 電波の使用状況に関する補足説明

### 【10GHz超】

番号	周波数帯(GHz)	主な用途等
[1]	3400-4800MHz, 7250-10250MHz	屋内限定での大容量データ通信用
[2]	10.25-10.45, 10.55-10.7, 12.95-13.25, 41.0-42.0, 54.25-55.78, 116-134	放送事業者の番組素材の中継用
[3]	10.5-10.55, 24.05-24.25	速度測定等のレーダー
[4]	22.4-22.6, 23.0-23.2	携帯電話等の交換局と基地局との間の中継回線
[5]	24.25-29	自動車等の衝突防止システム用レーダー
[6]	55.78-59.0	高速無線回線システム等
[7]	71.0-76.0, 81.0-86.0	80GHz帯高速無線伝送システム